平成２９年（フ）第１１２号
神戸市中央区割塚通１丁目４番１号レジデンス王子603、従前の住所神戸市中央区宮本通２丁目１番39号メゾン美和502
債務者　山本絵理奈
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
鳥取県米子市陰田町218番地１　クローバーＡ205号、前住所鳥取県米子市諏訪1031番地９
債務者　黒田　奈央
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１７号
広島市東区戸坂新町２丁目31番17―201号
債務者　丸　　拓真
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２号
山口県下関市豊北町大字矢玉483番地４　市営矢玉第三住宅　403号
債務者　中村　明義
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９号
山口県下関市彦島迫町４丁目５番Ｒ３―403号　市営彦島迫町里住宅
債務者　前川　明美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
山口県下関市古屋町１丁目９番６号　ブリッジＫ　Ⅰ　102号
債務者　能美　順子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
愛媛県松山市萱町４丁目５番地７　第２ミナトビル302号
債務者　泉　　好昇
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
福岡県嘉麻市平1382番地63
債務者　村崎　将光
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０号
福岡県飯塚市鯰田1590番地２　県住６棟406号
債務者　前川千賀子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７号
福岡県筑後市大字上北島17番地１　ニューハイツ水田101号
債務者　秦　多惠子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２９年（フ）第１６号
福岡県田川郡香春町大字中津原1915番地３
債務者　重安千鶴子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５４号
宮崎市大字細江3898番地１、前住所宮崎市末広２丁目２番８号　ＪＧＭ松橋204号
債務者　稲倉　恒孝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６０号
宮崎市大工３丁目68番地　ケントクレール宮崎大工町402号、前住所宮崎市大字芳士853番地　第６三藏ビル401号
債務者　池山　利恵（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７０号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目３番７号レジデンス草牟田302号
債務者　内田　和宏
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町４番26―43号
債務者　大山　洋一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番２―202号　県営西崎団地
債務者　上原　竜也
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部